

磐梯町農業委員会 9 月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和 3 年 9 月 2 1 日（火）午前 9 時 0 0 分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

1 7 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 1 2 番 加藤 健一

会長職務代理者 1 1 番 田中 重博

委 員

2 番 鈴木 翼 3 番 佐藤 栄祐 4 番 前田 諭志

5 番 川井 信之 6 番 鈴木 勇一 7 番 遠藤 充孝

9 番 田中 茂 1 0 番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

1 番 卯月 宏次 2 番 鈴木 一功 4 番 加藤 正己

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

1 番 金田 未樹 8 番 上野 庄市

農地利用最適化推進委員

3 番 鈴木 照喜 5 番 鈴木 庄次

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 3 9 号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について

議案第 4 0 号 農地法第 5 条第 1 項の許可に関する申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員 10 名、農地利用最適化推進委員 3 名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第 1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 2 番 鈴木 翼 委員

議席 7 番 遠藤 充孝 委員

議長

日程第 2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

事務局説明に対して質問・意見を図り異議なしの声多数により、承認されました。

議長

日程第 3 議案第 39 号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 3 議案第 39 号 非農地証明交付申請の承認について、令和 3 年 9 月 21 日提出。今回 3 名の方から申請がありました。まず、1 番の所在であります、大字〇〇字〇 9 2 番 地目が畑 現況が山林 面積は 1, 8 6 1 m²外計 4 筆 面積合計が 4, 0 5 1 m²であります。権利種別が非農地証明でございます。所有者は〇〇の〇〇〇〇氏、事由としては、現況と一致させるためということで申請が出されております。

続いて 2 番ですが、農地の所在は、大字〇〇字〇〇 4 1 2 6 番 地目が畑 現況が山林 面積は 1 9 8 m²外計 2 筆 面積合計が 3 7 5 m²であります。権利種別が非農地証明でございます。所有者は〇〇の〇〇〇〇氏、事由としては、現況と一致させるためという理由での申請でございます。

続いて 3 番ですが、農地の所在は、大字〇〇字〇〇 4 1 2 9 - 1 番 地目が畑 現況が山林 面積が 2 3 9 m²であります。権利種別が非農地証明でございます。所有者は〇〇の〇〇〇〇氏、事由としては、現況と一致させるためという理由で申請が出されています。

申請書であります、今ほど説明しました 3 名出されております。まず 1 人目の〇〇〇〇氏であります、申請関係書類がタブレットに入っておりますのでご覧下さい。現況確

認証明確認書ということで、9月7日に現況確認調査員3名と事務局で現地の確認をした内容であります。証明の不可が可ということで判断したところでございます。次ページ以降については申請書等ではありますが、非農地化した経過としては、昭和50年ころから植林して現在に至っているということでもあります。詳しくは、申請書、位置図、字限図、登記簿謄本、現況写真、法務局公図で確認していただきたいと思います。現況写真においても山林化していることが確認できるかと思います。最後に、非農地化した経過ということで、〇〇区長さんからおおむね45年間耕作してされていないと認めるという非農地化した証明が添付されています。

次に2人目の〇〇〇〇氏ですが、同日確認をしてきております。申請書についても1人目の方と同じような形で出されておまして、位置図、字限図、登記簿謄本、現況写真、法務局公図、非農地化した経過ということで出されております。

3人目の〇〇〇〇氏ですが、こちらも同日確認をしてきております。申請書についても同様に出されておまして、位置図、字限図、登記簿謄本、現況写真、法務局公図、非農地化した経過ということで出されております。

今回3名の方から同じ場所に出ておまして、〇〇〇〇氏は違う場所も入れて3ヶ所の申請でありましたが、それぞれ現況確認をしてきたところであります。

以上で説明を終わります、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ここで、現況確認調査員の遠藤 充孝 委員より説明を求めます。

7番 遠藤 充孝 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、9月7日に遠藤委員、田中委員、と私、樋口事務局長と小川係長で現況確認をしてまいりました。場所については、先ほど説明もありましたとおり、字〇〇については〇〇〇〇の北東側でありまして、登記は畑であります。現地を確認したところ、植林をしたということで杉が伐採をしており、写真のとおり山林でありました。現況は畑ではなく、これは山林原野であろうということで全員の意見が一致いたしました。以上のことから、現況確認した結果、畑ではなく山林原野であろうと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第39号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 質問、意見ございませんか。

4番 前田 諭志 委員

参考にお聞きしたいのですが、畑に木を植えて意図的に山林にするということはどういうことなのでしょう。畑を耕さないで山林になったというのはわかるのですが、木を植えているというのは法律的にはどうなるのでしょうか。

事務局

通常であれば、畑に植林をする際に転用して山林にするべきところですが、昭和50年ころということで、その辺があやふやな部分もございまして、現況は植林をして山林であり、登記簿を更正してこなかったという部分が一番の課題であるのかと思います。現在は畑に植林をするというのは農地法違反となるケースですので、過去の50年前の整理が今回整理されたということですのでよろしくお願いいたします。

議長

他に質問・意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

1点目が、現況写真を見ると、木を切っているのが確認できるのだが、この箇所も今回の対象農地に入っているのか。2点目ですが、現地には水路があるようだが、この水路は現在も使用しているのか、他への影響はないのか。

事務局

1点目の木を伐採している部分についても、今回の申請面積に含まれて確認をしております。2点目の水路の使用については、現況を確認したところ水路としては使用していないようです。

11番 田中 重博 委員

この申請地の今後の使用については何か聞いていないか。この箇所についてまとまっているので、例えば、太陽光発電用地で使用するとかあるのか。

事務局

そのような話は特に聞いておりません。

議長

その他 質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見ないので、議案第39号 農地等現況確認証明申請(非農地証明交付申請)の承認について 承認することに決定いたします。

議長

日程第4 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める、令和3年9月21日提出でございます。

土地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇148番地、地目は田、農地の区分は農振

農用地、面積は1, 204㎡のうち175. 1㎡、権利が使用貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人が〇〇の〇〇〇〇氏、転用目的が工事用通路でございます。転用理由が、農業用取水整備の修繕工事に伴う通路として利用するという一時転用でございます。期間につきましては、許可日から令和3年12月31日までとなります。

申請書について、タブレットでご覧いただきたいと思います。申請書は、令和3年8月27日に提出いただきまして、町農業委員会で受付しております。譲受人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏の両名から申請をいただいております。登記は田ということですが、転作確認で畑に大根を作っていたということでもあります。次に転用計画ですが、通路で217. 6㎡ということでもあります。使用貸借件で設定しまして、契約期間が許可日から令和3年12月31日で提出されています。本来であれば資金調達の部分についてあるところですが、今回は土地改良事業法に基づいてこの部分については該当なしということでもあります。次ページから事業計画であります。今回農業用取水設備が洪水災害により損壊していることから、原状回復のため修繕工事を行うということでもあります。この設備は、〇〇〇〇のかんがい用取水設備として重要な役割を担っているということでもあります。土地の選定理由であります、当該地は県道猪苗代・塩川線からアクセスがしやすく、農業用取水設備までの進入路を整備する上で最短ルートであるということです。土地利用計画についても通路ということです。その他の許認可についても、法定外の公共財産の許可を得ております。また農道を使用する関係で磐梯町から許可を得ております。最後に一時転用の場合における農地への復元方法ですが、工事用地として用途を終えた後は、敷鉄板を撤去し、表土を戻し、敷き均しを行い、原状回復いたしますということでもあります。以降、位置図、平面図、事業スケジュール、協議書等が添付されておりますので、内容について確認していただきたいと思います。

以上で説明を終わりますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ここで、紹介委員の佐藤 栄喜 委員より説明を求めます。

10番 佐藤 栄喜 委員

ただ今、事務局長より詳しく説明のあったとおりですが、9月7日に樋口事務局長、小川係長と私で現況確認をしてまいりました。譲受人の〇〇〇〇氏は大変公共性の高いところで、譲渡人の〇〇〇〇氏も了承したということでもあります。現地は、日橋川の近くでありまして、取水口の修繕工事ということで、今回の借受人からも公共性の高い工事で重要性は高いといえると思います。また、工事で鉄板を敷くということで農地をあまり痛めることはないのではなく問題はないかと思われしますので、十分にご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

この土地は、畑と言っているがどうなのか。

10番 佐藤 栄喜 委員

元々は田でありますが、数年前に田の畦畔が壊れまして、その後畑として使っているという現状であります。

議長

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見ないようですので、議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 承認することに決定いたします。

議長

日程第5 協議事項 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について 事務局に説明を求めます。

事務局

協議事項で、「本県農業の発展に向けた要請」に関して組織検討をいただきたいということで、令和3年8月18日付県農業会議から通知されております。内容については多岐にわたるわけですが、主な部分について説明をしていきたいと思います。

まず、1番からですが、・・・・・・・・・・・・・・・・・・であります。次に2番ですが・・・・・・・・・・最後に・・・・・・・・・・であります。

以上になりますので、福島県農業会議として国への要望活動をしていく上で各農業委員会で組織検討いただきたいということでありますので、皆様のご意見いただきたいと思いますのでご審議くださいますようお願いいたします。

議長

事務局から協議事項について説明がありましたが、質問・意見要望等ありませんか。

9番 田中 茂 委員

事務局から説明があった訳ではありますが、協議内容が多岐にわたっており、この短い時間の中では意見は出せないのではないか。意見書についてタブレットにより説明しているが、これについては紙ベースで配布してもらって、再度検討する方がよいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。町への通知のタイミングもあり今月の定例会で皆様に審議していただくことになりましたが、県のスケジュールとしては、今回の検討結果について、10月4日までに県農業会議へ報告して、10月25日の常設審議委員会で決定し、11月11日開催予定の県下農業委員会大会で報告することになっておりますので、委員

の皆様には、お忙しいところ大変申し訳ございませんが再度検討いただき、10月1日までに事務局へご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

では、事務局から後日、委員の皆様に資料を紙で配布させていただきますので、各自意見をお願いいたします。他に、質問・意見要望等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見ないようですので、協議事項 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について 承認することと決定いたします。

議長

日程第6 その他について 1. 農地パトロール（利用状況調査）の実施について事務局に説明を求めます。

事務局

では、1. 農地パトロール（利用状況調査）の実施について説明いたします。

内容については、本日配布しましたパンフレットとタブレットでご覧下さい。先月の農業委員会でも内容について若干触れましたが、これまで農地パトロール（利用状況調査）につきまして、磐梯町と農業委員会がセットで行っておりますが、今年制度上の見直しがあり新しくなりましたということであります。

まず、農地パトロールについては、毎年管内の農地について実施してきておりますが、パンフレット2ページの「遊休農地に関する措置の流れ」ということでございますが、それぞれ期間を決めて利用意向調査を受けての回答、協議の勧告までできるということになっております。続いて3ページで「利用状況調査が新しくなりました」の中で、利用状況調査で確認する遊休農地等の区分についてでございますが、今までは赤・黄色判定、荒廃農地のA・B分類、遊休農地の1号・2号ということでしたが、今回、1号遊休農地で直ちに草刈り等で耕作可能な農地（緑区分）や黄区分などが新たに設定されております。4ページの「利用意向調査」についても、農業委員会から遊休農地所有者へ通知する文書でございますが、従来ですと、全ての調査が終わって年明けくらいに意向調査を通知して年度内にまとめてということでしたが、今回から早めにとということで調査終了後に速やかに通知して回答をもらうということになってきております。それに基づいて、協議の勧告までできる農地法第36条、農地法第34条・35条の農地の利用調整、中間管理機構への申し入れという制度があるということでございます。また、6ページでは「再生利用が困難な農地の非農地判断」ということで、非農地判断した場合については、対象地の所有者に対して通知をする。一部の市町村では職権で登記まで行っている事例があるということで、最近はそのまで行っている市町村も見受けられてきています。当町でも毎月のように農地の現況確認で非農地判断が出てきておりますが、今回の農地パトロールで非農地判断

できるものについては非農地判断していこうと思っております。なお、法務局での地目変更については、今のところ職権で行う考えはしておりません。所有者に通知をして、非農地証明書を交付して、所有者の方に登記の手続きはしていただきたいと考えております。また、所有者がわからない場合の対応についてですが、機構を通したり県と協議をし、ここに行くまでに期間がかかりますが、どうしてもできない場合にはこのような手段も必要になってくるのかと思います。なお、このようなことで来月農地パトロール（利用状況調査）を予定しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

事務局

では、私の方から実施方法などについて補足させていただきます。実施日については、10月20日の午後を予定しております。この後説明する、その他2の今後の日程でもご説明いたしますが、当日は午前中に定例会を予定しておりまして、一日になってしまいますがよろしくお願いいたします。調査方法は、例年紙の図面を使用して調査を行っておりますが、今年は転作確認の現地調査で使用しているタブレットと図面を併用して行う予定です。ただし、タブレットが3台しかありませんので図面のみとなる班もありますのでご了承ください。当日の調査については、今年は東部①、東部②、中部、西部①、西部②の5班編成で行いたいと考えております。また、8月までに最適化推進委員の方たちに行っていただいた一筆地調査の結果をふまえて、そちらについても、今回の農地パトロールで再度確認をしていきたいと思っております。詳細については来月農地パトロールの時に説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

事務局から その他 1について説明がありましたが、質問・意見要望等ありませんか。（「なし」の声あり）

議長

続きまして その他 2. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

2. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・次回定例会については、10月20日を予定しております。また、案件がなければ午前中に農地パトロールを実施しますが、案件があれば同日の午後に農地パトロール（利用状況調査）を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他 事務局、委員の皆様から質問・意見ございませんか。

事務局

その他で情報提供をしたいと思っております。

米の関係でございますが、昨日 J A の概算金の方が出されまして、昨年度と比較して 2 割から 3 割程度の減額になったということで、先週まで 9 月定例議会を開催しておりましたが、その中においても米農家の支援について考えていけないかということがございました。議会終了後の全員協議会で町としてのひとつの考え方を示したところでございます。今回、人口減少によって全国的な消費低迷があったわけですが、それに加えて新型コロナウイルス感染拡大の影響もあって消費が大きく低迷していることを踏まえて、令和 2 年産米についても在庫が残ってしまっているという状況でございます。福島県においても、昨年産米がまだ半分まで出ないような状況でございますので、市場の取引価格が大きく下落という影響が出ているという状況であります。このような状況を踏まえて、米価の安定と農業者の経営所得を確保するためということで、町ではひとつの施策として、飼料用米の作付転換を推進しながら、町独自の上乗せ支援を行ってきたところでありますが、2 割から 3 割の減額ということで大変大きなところでございます。コシヒカリは約 22 % の減額、ヒトメボレは約 30 % の減額ということになるということでございます。ただし、飼料用米につきましては、今回ヒトメボレが下落したわけでございますが、飼料用米を作った方が増になっているという試算の結果となっております。また、備蓄米は 25 % 下落しているということも踏まえて、磐梯町の稲作農家の支援ということを考えますと、米の全量全袋検査が一昨年終わっておりまして、その剰余金を繰り越してきたところですが、その総額が、3 千 5 百万円以上ございまして、その分を稲作農家支援ということで対象者の方に振込させていただいております。それで今年は凌げないかというのが町の考え方でございました。ただ、町全体でコメの販売収入だけで考えると約 9 千万くらい販売収入が減収する見込みであるので、先ほどの 3 千 5 百万円を入れても到底追いつく数字ではないということでもあります。また、コロナ禍において農業生産の意欲も減退しているということもあり、町としても何らかの支援をしていこうということでございます。次期作稲作経営持続化支援という位置付で考えておりまして、飼料用米についても推進する中で、高収益作物への転換もお願いしたいということ。また、収入保険やならし対策の加入も勧奨しながらということになります。今後を考えた場合、町としてはこういった下落があった場合に毎年補償もできないということもあります。財政的に今年が最後になるかなというところでございます。町では追加交付金で 1 反あたり 9 千円くらいとなっておりますが、それでも 1 万円くらい足りないということで、稲作経営持続化支援交付金というものを新たに町で創設しまして、1 万円を上乗せする形を議会と協議したところでございます。最終的には来週臨時議会を予定しておりますので、そこで予算を決定いただき町では提案する予定でございます。1 反あたり 1 万円の水稲作付面積全てに応じて交付する考えでおりまして、予算は 3 千 9 百万円となります。この交付金で経営を来年につなげていただきたいと考えているところでございますので、情報提供ということで町の現在の状況を報告させていただきました。以上です。

議長

質問・意見ございませんか。

9 番 田中 茂 委員

飼料用米には交付金は出さないのか。

事務局

飼料用米にも出します。全水稻作付に対してです。備蓄米にも出すというのが今の考えでございます。また、収入保険の加入者が現在増えてきているという状況であります。これは経営者の方が色々考えて加入されているのかと思いますので、この機会に再度検討していただく支援策ですのでよろしくお願いいたします。

議長

他に質問・意見ございませんか。

(質疑ありませんので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前 10 時 15 分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和 3 年 9 月 21 日

議長 (会長)

署名人

署名人